

市町村が始める森づくり

津市長 前葉 泰幸



今年、政府は2050年の脱炭素目標に向け、二酸化炭素の削減につながる森林と木材を活用する方針を掲げました。世界的な木材価格の高騰「ウッドショック」による国産材見直しの機運の高まりも相まって、令和元年から新しく始まった森を守る取り組みに期待が寄せられています。

■都道府県主体の高度な森林整備

森林の整備は、一部の国有林を除き主に都道府県が行っています。林道の開設、山崩れ・土砂災害からの復旧と予防、保安林、水源地域の整備など、林業振興と治山の両面から流域単位で総合的に実施され、私たちの生活環境が守られています。

■経営意欲の低下で弱る私有林

しかし、私有林に関しては、森林所有者の世代交代と林業の担い手不足などにより手入れが行き届かなくなってきたのが現状です。昨今の山地災害の激甚化で危機感を募らせた国は、森林面積の6割を占める私有林においても行政が仲介者となって適切な整備を進めるべく、新しい森林経営管理制度を創設しました。

森林所有者が整備を続けることが困難な場合は行政に管理を委託することが可能になり、経営に適した森林は意欲と能力のある林業事業者に再委託して資源価値を高め、条件が悪く経営に向かない場合は行政が直接管理する仕組みです。

■森林管理の役割を与えられた市町村

その主体となったのは、住民に一番近い行政たる市町村です。

それまで、市町村が自ら森林の整備を行うのは、森林率の高い、ごく一部の自治体に限られていました。実際、津市のように林業に関する部署を備え、年間4,000万円規模の単独事業予算を執行しているのは、新制度が施行される前年時点で、全国1,718市町村のうち45市町村のみでした。

森を守る新しい制度は一時的に別の財源を手当として令和元年から前倒しで始まっていますが、本来は令和6年度より年間1,000円のご負担をいただく森林環境税を財源とするもので、その9割が全ての市町村に、1割が市町村を支援する立場の都道府県に森林環境譲与税として配分される仕組みです。

譲与額は人口、私有林人工林面積、林業従事者数を基準に算定されます。森を守る取り組みの安定的な財源を付与された市町村は、山間部においては森林の整備事業を、都市部では木材の利活用や普及啓発など、地域の実情に応じて「伐って、使って、植える」循環型の森林サイクルに資する施策を実施することが求められます。

津市は広大な市域の6割を森林が占めることから三重県下で最も多く森林環境譲与税が配分されます。規模的には京都、川崎などの大都市と同等の額となり、その全てを本格的な森林整備に投入することにしました。

■地元説明会から始める新事業

森を守る取り組みは、まず、森林所有者に新しい制度を理解していただくことから始まります。そこで、林業振興室に森林経営の即戦力となる職務経験者を配属し、新事業の本格運用に向け入念な準備を進めました。県からは林業技術職OBを採用して体制の強化を図り、その専門的な知見と豊富な林政経験は市職員スタッフのスキルアップにもつながっています。

令和元年、新制度の開始と同時に、津市は未整備の人工林解消に向けた新事業をスタートしました。令和2年度までに森林所有者に意向調査を実施した面積は2万200ヘクタール。全国トップクラスの早さで事業が進んでいます。

森林所有者への意向調査票の送付は令和元年度が芸濃地域の2,431人、2年度が美杉地域の4,884人で、併せて7,315人。約半数の3,780人から回答を得た中で、津市への委託を希望なさる方が65%、今後も自ら管理する意向が示された方が28%となっています。津市の林業従事者は111人と、ごく少数ですが、芸濃、美杉地域だけで1,120人の森林所有者が自ら山を守っていく意思をお持ちであることが判明しました。

一方で、意向調査票への回答がない方が2,290人、宛先不明で戻ってきたものが1,245人分に上ったことから、令和2年度に不明者探索業務の専門スタッフを増強しました。法務局OBならではの専門的な気付きと迅速かつ的確な手法により所有者不明案件の早期解決を図っています。

■森林所有者に寄り添いつなぐ

意向調査票を受け取り、津市への委託を希望されるのは、代々受け継いできた森林の管理まで手が回らず山の現況も境界も不明確な方、あるいは、これまで自ら間伐を行なうなど、手をかけて整備を続けてきたものの、後継者がいないというやむを得ないご事情の方が大半です。

それでも、なお約3分の1の森林所有者がご自身で管理を続けるご意向を示されたことの意味は大きいと考えています。その熱意を真摯に受け止め、令和3年度から、森林環境譲与税を財源として新たに小規模森林整備促進事業を開始することを決めました。5ヘクタール未満の小規模森林の間伐や植栽を支援します。

意向調査は令和5年度までに市内全域に拡大します。専門スタッフが加わり国、県、林業の担い手との連携を深めた林業振興室の職員たちは、新事業が進むにつれ、森を守る人々のネットワークが広がりを見せていることを実感しています。

住民の暮らしに最も近い市町村から国土と環境を守り育む森林資源を保全してまいります。